別表第二様式第9の記載上の注意第8号中「及びその他の有利子負債」を「、リース債務（1年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債」に改め、同記載上の注意第9号中「及びその他の有利子負債」を「、リース債務及びその他有利子負債」に改め、同記載上の注意第10号中「及びその他の有利子負債」を「、リース債務」及び「その他有利子負債」に改め、同記載上の注意第11号を同記載上の注意第12号とし、同記載上の注意第10号の次に次のように加える。

11　当該事業年度末及び直前事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース債務及びその他有利子負債の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

別表第二中様式第17を様式第18とし、様式第11から様式第16までを1ずつ繰り下げ、同様式10の次に次のように加える。

様式第11

資産除去債務明細表

事業者名＿＿＿＿＿＿

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　円）

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高

（記載上の注意）

1　貸借対照表に計上されている前期末及び期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。

2　本明細表に記載すべき事項が個別注記表に記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。

3　当該事業年度末及び直前事業年度末における資産除去債務の金額が当該各事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

4　用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（電気通信事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

一　別表第二様式第1の記載上の注意の改正規定（同一の工事契約に係る部分に限る。）　平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、当該改正規定による新電気通信事業会計規則の規定により作成することができる。

二　別表第二様式第4の改正規定（金融商品に関する注記及び賃貸等不動産に関する注記に係る部分に限る。）　平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、当該改正規定による新電気通信事業会計規則の規定により作成することができる。

三　第五条、第七条第二項、第八条、第九条第一項及び第十二条第三項の改正規定、別表第一固定負債の表及び流動負債の表の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）、別表第二様式第1及び様式第4の改正規定（資産除去債務に係る部分に限る。）並びに別表第二中様式第17を様式第18とし、様式第11から様式第16までを1ずつ繰り下げ、同様式第10の次に様式第11を加える改正規定　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての改正規定による新電気通信事業会計規則の規定により作成することができる。

四　第十三条を削る改正規定及び第十四条の改正規定（「、後入先出法」を削る部分に限る。）　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての改正規定による新電気通信事業会計規則の規定により作成することができる。

五　別表第一固定負債の表の改正規定（負ののれんに係る部分に限る。）、別表第一特別利益の表の改正規定、別表第二様式第1の改正規定（負ののれんに係る部分に限る。）及び別表第二様式第2の改正規定　平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての改正規定による新電気通信事業会計規則の規定により作成することができる。

○総務省令第百八号

会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第七号）の施行に伴い、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月九日　　総務大臣　原口　一博

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「第百八十一条第一項各号」を「第百五十三条第一項各号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国土交通省告示第千百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

(1)　登録年月日　　平成二十一年十月二十一日

(2)　登録番号　　国土交通大臣　22

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　　株式会社住宅性能評価